第

千

百

+

八

号

(金曜日)

目

次

規

則

告

示

平成二十二年一月二十九日

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布す 平成二十二年一月二十九日

శ్ఠ

都

市

·政策課)

六~

岐阜県規則第四号

路

維

持

課

六五 六四 六四

六五

課

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成二十一年岐阜県条例第七十三号)

の施行期日は、平成二十二年四月一日とする。

砂 同 同 道 (用

防

岐阜県告示第三十三号

(環境生活政策課

一療整

一備 課)

六 六 六 九 八 八 八

建 都

築 市

指

導 策

課

六七 六七

政

課

公

示

により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。) 第二十条の規定

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事

古

田

角

地

計

画 通

課 課

商

流

起業者の名称

規

則

岐阜県知事 古

田

示

告

発行

岐 阜

県

公 報

毎週

(金曜日)

平成二十二年一月二十九日

(64

下「本件事業」という。) 本巣市金原・鍋原地区農業集落排水処理施設整備事業及びこれに伴う附帯事業

事業の種類

三 起業地 1

収用の部分

岐阜県本巣市佐原字牧地内

2 使用の部分

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について 本件事業は、法第三条第三十一号及び第三十五号に該当するため、法第二十条第

号に規定する要件を充足するものと判断される。

法第二十条第二号の要件への適合性について

2

する充分な意思と能力を有していることから、法第二十条第二号に規定する要件を 充足するものと判断される。 本件事業の起業者である本巣市は、既に財源措置を講じており、本件事業を遂行

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

処理施設 (以下「本施設」という。) 及び進入路を整備し、し尿及び生活雑排水の 目的としたものである。 浄化処理を行うことにより、農業用用排水及び公共用水域の水質を保全することを 本件事業は、本巣市鍋原・金原地区 (以下「本地区」という。) に農業集落排水

るため、農業用用排水及び公共用水域の水質汚濁が進行し、農作物の生育阻害や品 排出成分も悪化している。これらの汚水が未処理のまま集落内の水路へ流入してい こしている。 質低下等の農業経営上の問題及び悪臭や害虫の発生等の生活環境上の問題を引き起 本地区では、近年の生活様式の高度化により生活雑排水が増大しており、また、

境の構築に資することが期待されることから、本件事業の計画の妥当性と事業の効 果とを考慮すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられ 全が可能になり、農業経営上及び生活環境上の問題が改善され、良好な農村生活環 本施設が整備されることにより、本地区の農業用用排水及び公共用水域の水質保 他方、本件事業の起業地 (以下「本件起業地」という。) に周知の埋蔵文化財

> れないため、失われる利益は小さいと考えられる。 や希少な動植物の存在は確認されておらず、また騒音等環境に及ぼす影響は認めら

议

した三案を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されたもので また、本件起業地は、社会的条件、 地理的条件及び経済的条件をもとにして選定

限の範囲と認められる。 めに必要な最低限の土地を計画的に整備するものであり、本件起業地は、必要最小 さらに、本件事業はし尿及び生活雑排水の浄化処理施設並びに進入路の整備のた

められるため、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。 以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認

から早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があるも 生活環境の向上が期待されることに加え、水質改善について住民の要望も高いこと のと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断され 法第二十条第四号の要件への適合性について 本件事業により、農業用用排水及び公共用水域の水質が保全され、農業経営及び

5 結論

法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所 定をするものである。

するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認

1から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足

五

本巣市役所糸貫分庁舎下水道課

岐阜県告示第三十四号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十二年一月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古 田

類の道 種路

路 線 名

X

閰

ルー延 メート長

の 期

日

ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

供用開始

県道

七中野 宗線

九七〇番九地先から加茂郡八百津町福地字下落合

九番三七地先まで同 郡同 町同

字蔵橋二

ind()

≕平 ·成

등平 テ テ 元

一

	路線名 四線 一回線 一回線 一回線 一回線 一回 一回 一一 一一 一	類の道 種路			
	福	白			I I
	岡	川 泉			1
四町 番町 地同 五黒 佐 地川	三二九四番四地先まで 三二九四番四地先まで 三四三三番地先から 加茂郡白川町黒川字永畑	二九四番四四十二九四番四四十二九四番四十二十三元四十二十三元 111111111111111111111111111111111111	三郡四门九	平三五七二番六地先から加茂郡白川町黒川字下ノ	
C B A	В	ń A	後	前	別前変区 後更域
	二·	= 	三 三 三 三 5	-7 -7 	ル (
		一、五八九• ()		1011-0	ル ₍ メート 長

岐阜県告示第三十五号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十二年一月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古

田

岐阜県告示第三十六号

次のように決定したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

なお、その関係図面は、平成二十二年一月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路

維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十九日

岐阜	
早県知事	
古	
田	
肇	

県道	類の道 種路
タ治土ー見岐線イ南ン多	路 線 名
四六地先地内	区間
一	ル (メー メー ト 幅
三七十六	ル (メート 長
	備
	考

岐阜県告示第三十七号

用を開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供

なお、その関係図面は、平成二十二年一月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路

二三地先まで 三〇五番

八四六地先から土岐市下石町字西山三〇四番

≣平 ·成

示平 成

言

類の道 種路

路 線 名

X

閰

ル(延 ・ ・ ・ ト長

の 期

日

ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

供用開始

維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事

古 田

肈

県道	類の道 種路
タ治土 - 見岐 線イ南 ン多	路 線 名
八四六地先地内土岐市下石町字西山三〇四番	区間
三七六六	ル (延) メート長
三 平 一 成 一 元	の期日
三平 • 成 · ≓	ほ示変決(備 か年更定区)月の又域 日告はの考

岐阜県告示第三十八号

用を開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供

維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、その関係図面は、平成二十二年一月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路

岐

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古 田

岐阜県告示第三十九号

域を次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、 次の道路の区

維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十二年一月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古 田

	県道		類の 種	道路
	上名		路	
	切張		線	
	線		名	
地先まで	市中切町五五七番からった。	高山市下辺叮二八番一也	区間	
後 B	育 B	ÍΑ	別前変	变区 更域
三	= -5 -5 =	三五	ル(メート	敷地の幅
四0八0	图0六0	111110-0	ル)メート	延長
うが を し	地すに のる表 区敷示	係 B A 図は及 面関び	備考	

岐阜県告示第四十号

の規定により告示する。 条第一項の規定により、 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三 急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 田

古

大通 次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及区 域 名 区		
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までは域名	大通	X
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までも区	旭	域
9る標柱一号から八号まで1		名
まで	9 る標	X
	ŧ	域

別表一の表の表以外の部分中「各務原市域内」を 同表6の項中「美濃市地内の県道美濃洞戸線との交点」を「美濃市・郡上市境」に 「美濃市域内、 各務原市域内」に改

別表二の表の表以外の部分中「各務原市域内」を「美濃市域内、各務原市域内」に改 同表7の項を次のように改める。

	7
線起	数数 長 道 良 可
郡美駅第一次では、東京の大学では、東にはいいいは、東にはいいいは、東にはいいいはいいいいいいいいは、アルーには、アルーにはりにはいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	市 地内 の 活 で で で の で の で の で の で の に の に の の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に 。 に る に る に 。 に る に る に 。 に る に に に に に に に に に に に に に
駅 内 君 の 上 港 地	『濃関 :市市 ・境・美
	と しょう と しょう

岐阜県告示第四十二号

り次のとおり告示する。 より指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第三項の規定によ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の五第二項の規定に

平成二十二年一月二十九日

財団法人日本建築総合試験所

変更しようとする事項

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(変更前) 大阪市中央区谷町二丁目三番一二号 (変更後) 大阪市中央区内本町二丁目四番七号

変更しようとする年月日

岐阜県知事 古 田

特定非営利活動法人の設立認証申請

公

示

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により特定非営利

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古 田

代 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みんなの花フェス

申請のあった年月日

平成二十二年一月七日

主たる事務所の所在地 の氏

四 Ξ

五

定款に記載された目的 この法人は、市民参加型公園活動を通して、バラ、園 岐阜県可児市瀬田一五八四番地の

芸植物に関する研究及び花飾りについての提案、実践、

情報発信に関する事業を行い、園芸文化の発展及び心の

安らぎを与える環境づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により特定非営利

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古 田

申請のあった年月日 平成二十二年一月八日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地域ICT研究開発事業共同体

氏 名 三島一貴

Ξ

五

四 主たる事務所の所在地

定款に記載された目的 岐阜県関市小屋名一四三番地二

安全安心のまちづくりに関する事業を行い、地域の産官 この法人は、全ての住民に対して地域の経済活性化や

> 的とする。 安全で安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目

発と地域サービスを通して、心豊かな生きがいのある、

先端の情報通信技術(ICT)の研究開

学民が連携し、

落札者等に関する公示

百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成七年岐阜県規則第

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古 田

調達物品の名称及び予定数量 平成21年度岐阜県立多治見病院第4四半期分ポイラ

_

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

2

- ω 入札公告を行った日 平成21年1月21日
- 契約の相手方を決定した日 平成21年12月18日
- 契約の相手方の住所及び氏名 多治見市本町 5 丁目35番地

大岐産業株式会社

代表取締役 大下忠夫

- **契約に係る金額** 53,445円 / kd
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 部局の名称 岐阜県立多治見病院事務局総務課管財担当

 \Box

2

严 笜 书 多治見市前畑町 5 丁目 161番地

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び同条第二項の規

課において縦覧に供する。 なお、その意見書は平成二十二年一月二十九日から一月間岐阜県商工労働部商業流通

事		成22年 1 十五号) xxの県		1		事	阜	県 平成	公 十五号) 然	報	(届出事項	・県	本巣:	二 意見	二意見名	二		第2118年
業の種類	平成二十二年一月二十九日	界百十三条の二第三三 宮土地改良事業の工	土地改良事業の工事の完了		性化総合整備事業県営中山間地域農村活	業の種類		平成二十二年一月二十九日	東百十三条の二第三三 宮土地改良事業の工	土地改良事業の工事の完了	事項新設)	県 三号を利用する	巾長の意見	本巣市長の意見	本巣市長の意見を巣市小柿一一一三番地一	〜巣市長の意見 恩見の概要 小巣市小柿―――三番地― 外 「仮称)ケーズデンキ本巣パワフル館	本巣市長の意見(仮称)ケーズデンキ本治(仮称)ケーズデンキ本治を巣市小柿一一一三番地本巣市小柿一一一三番地本巣市小柿一一一三番地を巣物の名称及び所在地	中長の意見の概要の概要の概要を必要をある。
施行に係る地区名	岐阜県知事	十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。 次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九	完了		南飛騨萩原地区宮田工区	施行に係る地区名	时阜県知事		十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法	完了		県道二三号を利用する南進車両の交通安全・渋滞の対策を示すこと。; 巣市長の意見			外	一外外に	一 外 館	一外 巣パワフル館 岐阜県知事
工事完了年月日	古田	法(昭和二十四年法律第百九			平成二〇・ 三・二六	工事完了年月日	1 日	l	法(昭和二十四年法律第百九			対策を示すこと。						古田
作業機関	平成二十二年一月二十九日	国土地理院長から次のとおり測量法(昭和二十四年法律	基本測量の終了		四 作業地域 同 二十一年十一月三十日まで	戍	三 作業期間		国土交通省国土地理院一作業機関		平成二十二年一月二十九日	国土地理院長から次のとおり測量法(昭和二十匹年法律	-		基本則量の後了			
	岐阜県知事	院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省			白まで	日から	(成果不整合地域における基準点改測作業)			岐阜県知事	B	院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、					宮川地区(農地防災)	
	知事古田	通知があった。 第二項の規定により、					;			知事古田		ָ נ נ					平成二	平 平 成 成 二 二
	肇	国土交通省								鞶		国土 交 選 省					<u>-</u>	四二〇